

## 農業園芸センター加工棟 管理規程

(目的)

第1条 この管理規程は、農業園芸センター加工棟内の「調理研修室」、「菓子製造研修室」、「米粉製粉室」及び「ホール」の管理について必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 「調理研修室」、「菓子製造研修室」、「米粉製粉室」及び「ホール」の利用者は、次の者とする。

- 一 仙台市
- 二 仙台市内の農業者または農業者のグループ
- 三 農業園芸センターの運営事業者
- 四 第一号または第三号の者と共催の者
- 五 仙台市民
- 六 仙台市内に住所を有する食品加工事業者
- 七 その他仙台市長が認めた者

2 「調理研修室」、「菓子製造研修室」及び「米粉製粉室」を利用する場合は、併せて「ホール」を利用することができる。

3 前項の規定にかかわらず、「ホール」のみを利用することができるものとする。

(利用の申し込み)

第3条 「調理研修室」、「菓子製造研修室」、「米粉製粉室」及び「ホール」を利用する場合は、事前に管理受託者に申し込むものとする。

(利用料)

第4条 「調理研修室」、「菓子製造研修室」、「米粉製粉室」及び「ホール」を利用する場合は、別表により利用料を管理受託者に支払うものとする。ただし、第2条第一項第一号、第三号及び第四号の者が利用する場合は、利用料の支払いを要しないものとする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、加工棟の利用にあたって、食品衛生法等関連法令を遵守するとともに、衛生的かつ効率的に利用しなければならない。

2 利用者は、備品の利用にあたっては、その利用方法等を遵守し、利用後は清掃及び整理整頓に努め、原状に復さなければならない。

3 利用者は、利用後はすみやかに管理受託者に申し出るものとする。

(過失等の報告)

第6条 利用者が、過失等により備品等を損傷した場合には、すみやかに管理受託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者が、重大な過失等により備品等を損傷または滅失した場合には、その備品等の原状に回復する額を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 具体的な利用方法については、農業園芸センター加工棟利用内規にて別途定める。

## 別表

室名	料金（税抜）	備考
調理研修室（ホール込み）	1 時間 700 円	1 時間未満は繰上とする。
菓子製造研修室（ホール込み）	1 時間 700 円	1 時間未満は繰上とする。
米粉製粉室（ホール込み）	30 分 100 円	30 分未満は繰上とする。
ホールのみ	1 時間 500 円	1 時間未満は繰上とする。

## 農業園芸センター加工棟利用内規

1. 利用期間 農業園芸センター開園日とする。
2. 利用方法
  - (1) 申込み 管理受託者に対する事前予約による申込みとする。

初回の申込時は管理受託者が管理規程第2条で定める利用者についての確認を行い、申込みを受け付ける。利用者が市内の農業者であることについて確認が必要な際には、仙台市が確認を行い、利用者が管理受託者に申込みを行う。
  - (2) 利用時間 午前9時～午後4時までとし、利用時間には準備・後片付け等に要する時間を含む、開錠時から施錠時までとする。
  - (3) 服装 エプロン・三角巾を必ず着用すること。
  - (4) 衛生 食品衛生法に基づき、手洗い等衛生面に十分注意する。
  - (5) 作業安全 利用者は安全に留意して利用するが、異変があった場合、管理受託者に早急に連絡し、対応する。
  - (6) 備品利用 利用後は、整理整頓し、備品の完全清掃により原状に戻す。
  - (7) 利用料の支払方法 管理規程第4条別表に定められた利用料を利用時間に応じて、管理受託者に現金で当日の利用終了後に支払う。
  - (8) 取消・変更 予約の取消や変更は、予約している日の前日（開園日）午後4時までに行うよう求める。なお、予約の取消や変更に伴う手数料は設定しない。